

令和5年亀岡市議会定例会3月議会

条例一部改正資料

(新旧対照表)

亀岡市立学校施設使用条例（平成16年亀岡市条例第6号）新旧対照表

現 行			改 正 後 (案)		
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）		
施設名 (区分)	使用料 (1時間あたり)	学校名	施設名 (区分)	使用料 (1時間あたり)	学校名
屋内運動場	①	円 100 小学校：西別院 曾我部 吉川 畑野 千代川 中学校：別院 義務教育学校：亀岡川東学園	屋内運動場	①	円 100 小学校：西別院 曾我部 吉川 畑野 千代川 義務教育学校：亀岡川東学園
	②	円 150 小学校：東別院 菫田野 本梅 青野 大井 保津 城西 詳徳 南つつじヶ丘 中学校：育親		②	円 150 小学校：東別院 菫田野 本梅 青野 大井 保津 城西 詳徳 南つつじヶ丘 中学校：育親
	③	円 200 小学校：亀岡 安詳 つつじヶ丘 中学校：東輝 詳徳		③	円 200 小学校：亀岡 安詳 つつじヶ丘 中学校：東輝 詳徳
	④	円 250 中学校：南桑 大成		④	円 250 中学校：南桑 大成
	⑤	円 400 中学校：亀岡		⑤	円 400 中学校：亀岡
	格技場	円 150 中学校：亀岡		格技場	円 150 中学校：亀岡
	小体育室、 ミーティン グ室	円 50 小学校：亀岡 安詳 東別院 中学校：亀岡 大成 義務教育学校：亀岡川東学園		小体育室、 ミーティン グ室	円 50 小学校：亀岡 安詳 東別院 中学校：亀岡 大成 義務教育学校：亀岡川東学園
屋外運動場	無料	市立各小学校、中学校、義務教育学校	屋外運動場	無料	市立各小学校、中学校、義務教育学校
児童生徒地 域交流施設	研修室	円 200 中学校：亀岡（若木の家）	児童生徒地 域交流施設	研修室	円 200 中学校：亀岡（若木の家）
	会議室 (和室1室)	円 100		会議室 (和室1室)	円 100
教育委員会が使用を認める施設	無料	市立各小学校、中学校、義務教育学校	教育委員会が使用を認める施設	無料	市立各小学校、中学校、義務教育学校

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(亀岡市循環型社会推進審議会)</p> <p>第7条 市における循環型社会推進のための一般廃棄物の減量化、循環資源化及び適正処理等に関する事項について審議するため、<u>法第5条の2第1項</u>の規定に基づき、亀岡市循環型社会推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(家庭系一般廃棄物の排出方法)</p> <p>第15条の2 占有者等は、市長が収集、運搬、処理及び処分する家庭から排出される一般廃棄物（資源ごみ、粗大ごみ_____、し尿及び動物死体を除く。以下「家庭系一般廃棄物」という。）を、市長が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）に収納して排出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(亀岡市循環型社会推進審議会)</p> <p>第7条 市における循環型社会推進のための一般廃棄物の減量化、循環資源化及び適正処理等に関する事項について審議するため、<u>法第5条の7第1項</u>の規定に基づき、亀岡市循環型社会推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(家庭系一般廃棄物の排出方法)</p> <p>第15条の2 占有者等は、市長が収集、運搬、処理及び処分する家庭から排出される一般廃棄物（資源ごみ、粗大ごみ（<u>市が収集、運搬、処理及び処分するものであり、かつ、規則で定めるものに限る。</u>））、し尿及び動物死体を除く。以下「家庭系一般廃棄物」という。）を、市長が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）に収納して排出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

別表(第22条、第22条の2関係)

種別	取扱区分		手数料	
し尿	(1)	(略)	(略)	
	(2)	(略)	(略)	
犬、ねこ等の死体又はこれに類するもの			(略)	
上記以外の廃棄物	家庭系一般廃棄物	市の指定する処理施設へ搬入するとき(指定ごみ袋で搬入するとき、及び粗大ごみを除く。)	可燃物	10キログラムにつき 180円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)
			不燃物	10キログラムにつき 180円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)
		指定ごみ袋の交付を受けるとき。	可燃物	指定ごみ袋 大型(40リットル)1枚につき40円 中型(30リットル)1枚につき30円 小型(20リットル)1枚につき20円 最小型(10リットル)1枚につき10円
			不燃物	指定ごみ袋 中型(30リットル)1枚につき30円 小型(15リットル)1枚につき15円
	その他の一般廃棄物	市の指定する処理施設へ搬入するとき。	可燃物	10キログラムにつき 180円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)
			不燃物	10キログラムにつき 180円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)
市が収集、運搬、処理及び処分する粗大ごみ(規則で定めるものに限る。)		1個につき、10,000円を超えない範囲内において規則で定める額		

別表(第22条、第22条の2関係)

種別	取扱区分		手数料	
し尿	(1)	(略)	(略)	
	(2)	(略)	(略)	
犬、ねこ等の死体又はこれに類するもの			(略)	
上記以外の廃棄物	家庭系一般廃棄物	市の指定する処理施設へ搬入するとき(指定ごみ袋で搬入するとき、 _____を除く。)	可燃物	10キログラムにつき 180円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)
			不燃物	10キログラムにつき 180円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)
		指定ごみ袋の交付を受けるとき。	可燃物	指定ごみ袋 大型(40リットル)1枚につき40円 中型(30リットル)1枚につき30円 小型(20リットル)1枚につき20円 最小型(10リットル)1枚につき10円
			不燃物	指定ごみ袋 中型(30リットル)1枚につき30円 小型(15リットル)1枚につき15円
	その他の一般廃棄物	市の指定する処理施設へ搬入するとき。	可燃物	10キログラムにつき 180円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)
			不燃物	10キログラムにつき 180円 (10キログラム未満は、10キログラムとみなす。)
粗大ごみ		1個につき10,000円を超えない範囲内において規則で定める額		

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として1児につき<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の6の10 第16条の6の3又は第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条において同じ。）は、<u>200,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には650,000円）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>285,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として1児につき<u>488,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の6の10 第16条の6の3又は第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条において同じ。）は、<u>220,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には650,000円）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>290,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者</p>

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に520,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16条の6の6」と、「650,000円」とあるのは「200,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の5」と読み替えるものとする。

4 (略)

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に535,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16条の6の6」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の5」と読み替えるものとする。

4 (略)

亀岡市総合福祉センター条例（平成17年亀岡市条例第33号）新旧対照表

現 行						改 正 後 (案)					
別表第1（第10条関係） 総合福祉センター使用料						別表第1（第10条関係） 総合福祉センター使用料					
種別\使用時間区分		午前	午後	夜間	全日	種別\使用時間区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時			午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
亀岡市コミュニ ティセンター (1階)	コミュニティ ホール	円 2,200	円 3,300	円 4,400	円 9,900	1階	コミュニティ ホール	円 2,200	円 3,300	円 4,400	円 9,900
	会議室	440	550	660	1,650		会議室	440	550	660	1,650
亀岡市障害者福 祉センター (1階)	会議室	440	550	660	1,650	2階	教養娯楽室	440	550	660	1,650
	教養娯楽室	440	550	660	1,650		3階	和室	550	660	770
亀岡市中央老人 福祉センター (2階)	会議室	440	550	660	1,650	会議室		550	660	770	1,980
	和室	550	660	770	1,980	講習室		1,210	1,430	1,760	4,400
亀岡市働く女性 の家 (3階)	講習室	1,210	1,430	1,760	4,400	料理実習室		770	880	990	2,640
	料理実習室	770	880	990	2,640	4階	音楽室	660	770	880	2,310
	音楽室	660	770	880	2,310		講習室	770	880	1,100	2,750
亀岡市勤労青少 年ホーム (4階)	講習室	770	880	1,100	2,750		軽運動室	770	880	1,100	2,750
	軽運動室	770	880	1,100	2,750		集会室	440	550	660	1,650
	集会室	440	550	660	1,650						
備考						備考					
1 市外居住者が使用するとき、使用料の3割相当額を加算する。						1 市外居住者が使用するとき、使用料の3割相当額を加算する。					
2 冷暖房設備を使用するとき、次の表に掲げる額を加算する。						2 冷暖房設備を使用するとき、次の表に掲げる額を加算する。					
表（略）						表（略）					
3 特別に使用したガス、電気及び水道の使用料は、別に実費を徴収する。						3 特別に使用したガス、電気及び水道の使用料は、別に実費を徴収する。					

別表第2（第14条関係）

区分	単位	金額
団体事務室	1月	42,900円

別表第2（第14条関係）

区分	単位	金額	
2階	1月	団体事務室	42,900円
		生活相談室	12,500円
		会議室	15,000円
4階		図書室	14,300円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀岡市総合福祉センター条例の規定は、令和5年4月1日以後の使用に係る使用料及び目的外使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

第5条 市長は、規則の定めるところにより、保護者からの申請に基づきこども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 （略）

第5条 市長は、規則の定めるところにより、対象者からの申請に基づきこども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例（平成16年亀岡市条例第10号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 病院を利用する者は、使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料等の額は、次の各号に掲げる基準により算定した額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号</u> に掲げるもの以外の使用料等で、法令に基づき厚生労働大臣が定める算定基準があるものについては、当該算定に関する各基準</p> <p>3 前項に定めるもののほか、病院を利用する者は、次に掲げる使用料等を納付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>診察券再発行手数料</u> 1通につき100円</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 病院を利用する者は、使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料等の額は、次の各号に掲げる基準により算定した額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>健康保険法第88条第4項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項の規定により厚生労働大臣が定める訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法</u></p> <p>(4) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号及び第53条第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準</u></p> <p>(5) <u>前各号</u>に掲げるもの以外の使用料等で、法令に基づき厚生労働大臣が定める算定基準があるものについては、当該算定に関する各基準</p> <p>3 前項に定めるもののほか、病院を利用する者は、次に掲げる使用料等を納付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>死後処置料</u> 10,000円以内で管理者が定める額</p> <p>(5) <u>訪問看護に係る交通費</u> 1回500円以内で管理者が定める額（通常の事業の実施地域外かつ病院から片道10キロメートル以上の場所で行う場合に限る。）</p> <p>(6) <u>診察券再発行手数料</u> 1通につき100円</p> <p>4・5 (略)</p>

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行			改 正 後 (案)		
別表第1（第3条関係） 都市公園			別表第1（第3条関係） 都市公園		
公園番号	名称	位置	公園番号	名称	位置
1	平和台公園	亀岡市余部町安行山、岩ヶ谷地内 亀岡市下矢田町中山、医王谷、安行山、鏡岩地内 亀岡市安町安行山地内	1	平和台公園	亀岡市余部町安行山、岩ヶ谷地内 亀岡市下矢田町中山、医王谷、安行山、鏡岩地内 亀岡市安町安行山地内
2	東つつじヶ丘公園	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目地内	2	東つつじヶ丘公園	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目地内
3	坂部公園	亀岡市東堅町地内	3	坂部公園	亀岡市東堅町地内
4	天川公園	亀岡市曾我部町穴太二ツ池地内	4	天川公園	亀岡市曾我部町穴太二ツ池地内
5	野条公園	亀岡市篠町野条イカノ辻南地内	5	野条公園	亀岡市篠町野条イカノ辻南地内
6	保津ヶ丘公園	亀岡市保津町上火無地内	6	保津ヶ丘公園	亀岡市保津町上火無地内
7	河原町公園	亀岡市河原町地内	7	河原町公園	亀岡市河原町地内
8	西つつじヶ丘公園	亀岡市西つつじヶ丘大山台2丁目地内	8	西つつじヶ丘公園	亀岡市西つつじヶ丘大山台2丁目地内
9	三ツ辻公園	亀岡市馬路町小米田地内	9	三ツ辻公園	亀岡市馬路町小米田地内
10	亀岡運動公園	亀岡市曾我部町穴太地内 亀岡市吉川町吉田地内	10	亀岡運動公園	亀岡市曾我部町穴太地内 亀岡市吉川町穴川、吉田地内
11	大堰川緑地東公園	亀岡市保津町六条口、式番、西垣内地内	11	大堰川緑地東公園	亀岡市保津町六条口、式番、西垣内地内
12	旭公園	亀岡市旭町年角地内	12	旭公園	亀岡市旭町年角地内
13	南郷公園	亀岡市古世町西内坪地内	13	南郷公園	亀岡市古世町西内坪地内
14	ぐみ谷公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内	14	ぐみ谷公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内
15	ぐみ谷南公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内	15	ぐみ谷南公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内
16	大日谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目地内	16	大日谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目地内
17	ひのき谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台1丁目地内	17	ひのき谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台1丁目地内
18	ひのき谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目地内	18	ひのき谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目地内
19	大日谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台2丁目地内	19	大日谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台2丁目地内
20	吉川公園	亀岡市吉川町吉田沢地内	20	吉川公園	亀岡市吉川町吉田沢地内
21	古世親水公園	亀岡市北古世町1丁目地内	21	古世親水公園	亀岡市北古世町1丁目地内
22	南金岐雨蛙公園	亀岡市大井町南金岐重見地内	22	南金岐雨蛙公園	亀岡市大井町南金岐重見地内
23	さくら公園	亀岡市千歳町国分後田地内	23	さくら公園	亀岡市千歳町国分後田地内
24	鉄道歴史公園	亀岡市大井町並河1丁目地内	24	鉄道歴史公園	亀岡市大井町並河1丁目地内
25	大藪1号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内	25	大藪1号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内
26	大藪2号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内	26	大藪2号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内
27	山本ふれあい公園	亀岡市篠町山本中條地内	27	山本ふれあい公園	亀岡市篠町山本中條地内
28	桜台アゼリア公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台5丁目地内	28	桜台アゼリア公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台5丁目地内

29	マロッコ公園	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目地内
30	七色公園	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内
31	ちとせ山公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台4丁目地内
32	前山東公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
33	前山南公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
34	大成公園	亀岡市大井町土田1丁目地内
35	大井西部公園	亀岡市大井町土田3丁目地内
36	保津川水辺公園	亀岡市保津町泉口、八ノ坪、武者田、三ノ坪、四ノ坪地内
37	駅南三角公園	亀岡市古世町西内坪地内
38	亀岡駅北1号公園	亀岡市追分町一本木、下島地内 亀岡市亀岡駅北1丁目地内
39	亀岡駅北2号公園	亀岡市追分町中河原、一本木地内 亀岡市亀岡駅北1丁目地内
40	亀岡駅北3号公園	亀岡市亀岡駅北1丁目地内
41	亀岡駅北4号公園	亀岡市余部町清水、古川地内 亀岡市亀岡駅北2丁目地内

別表第3（第3条の7、第10条関係）

使用料

1～2 （略）

3 有料公園施設を使用する場合

(1)・(2) （略）

29	マロッコ公園	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目地内
30	七色公園	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内
31	ちとせ山公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台4丁目地内
32	前山東公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
33	前山南公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
34	大成公園	亀岡市大井町土田1丁目地内
35	大井西部公園	亀岡市大井町土田3丁目地内
36	保津川水辺公園	亀岡市保津町泉口、八ノ坪、武者田、三ノ坪、四ノ坪地内
37	駅南三角公園	亀岡市古世町西内坪地内
38	亀岡駅北1号公園	亀岡市追分町一本木、下島地内 亀岡市亀岡駅北1丁目地内
39	亀岡駅北2号公園	亀岡市追分町中河原、一本木地内 亀岡市亀岡駅北1丁目地内
40	亀岡駅北3号公園	亀岡市亀岡駅北1丁目地内
41	亀岡駅北4号公園	亀岡市余部町清水、古川地内 亀岡市亀岡駅北2丁目地内
42	亀岡駅西公園	亀岡市亀岡駅北3丁目地内
43	大井町南部1号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
44	大井町南部2-1号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
45	大井町南部2-2号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
46	大井町南部3号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
47	大井町南部4号公園	亀岡市大井町並河2丁目地内
48	大井町南部5号公園	亀岡市大井町並河2丁目地内
49	京町公園	亀岡市京町地内
50	内丸町公園	亀岡市内丸町地内

別表第3（第3条の7、第10条関係）

使用料

1～2 （略）

3 有料公園施設を使用する場合

(1)・(2) （略）

(3) 亀岡運動公園競技場

区分				使用時間			
				午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	全日 午前9時～午後5時	
専用使用	営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	6,600	6,600	11,880
				土曜日、日曜日及び休日	7,920	7,920	14,300
		その他の催物に使用する場合	平日	26,400	26,400	47,520	
			土曜日、日曜日及び休日	31,680	31,680	57,090	
		入場料を徴収し、これに類する取扱いはしない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	19,800	19,800	35,640
				土曜日、日曜日及び休日	23,760	23,760	42,790
	その他の催物に使用する場合	平日	66,000	66,000	118,800		
		土曜日、日曜日及び休日	79,200	79,200	142,560		
	営利を目的とする場合	平日	99,000	99,000	178,200		
		土曜日、日曜日及び休日	118,800	118,800	213,840		
	個人使用				1人1回 220円 (ただし、中学生以下1人1回110円)		
	研修室1				880	880	1,540
研修室2				330	330	600	
研修室3				160	160	270	
附属設備				各附属設備ごとに、1使用時間区分11,000円(全日使用については、22,000円)を超えない範囲内において規則で定める額			

(備考)

- 1 入場料とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
- 2 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、午後1時から午後5時

_____までの使用料の額に4分の1を乗じた額とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。

(3) 亀岡運動公園競技場

区分				使用時間			
				午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時	全日 午前9時～午後9時
専用使用	営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	6,600	6,600	9,900
				土曜日、日曜日及び休日	7,920	7,920	11,880
		その他の催物に使用する場合	平日	26,400	26,400	39,600	
			土曜日、日曜日及び休日	31,680	31,680	47,520	
		入場料を徴収し、これに類する取扱いはしない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	19,800	19,800	29,700
				土曜日、日曜日及び休日	23,760	23,760	35,640
	その他の催物に使用する場合	平日	66,000	66,000	99,000		
		土曜日、日曜日及び休日	79,200	79,200	118,800		
	営利を目的とする場合	平日	99,000	99,000	148,500		
		土曜日、日曜日及び休日	118,800	118,800	178,200		
	個人使用				1人1回 220円 (ただし、中学生以下1人1回110円)		
	研修室1				880	880	1,320
研修室2				330	330	500	1,050
研修室3				160	160	240	510
附属設備				各附属設備ごとに、1使用時間区分11,000円(全日使用については、22,000円)を超えない範囲内において規則で定める額			
亀岡運動公園競技場夜間照明				照度強：1時間につき11,200円 照度弱：1時間につき5,600円			

(備考)

- 1 入場料とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
- 2 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、使用が午後5時までのときはこの表の午後1時から午後5時までの使用料の額に4分の1を、使用が午後5時以後のときはこの表の午後5時から午後9時までの使用料の額に4分の1を乗じた額とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。

3 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合の使用料は、この表に定める額にその5割相当額を加算した額とする。

4 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

5 この表において「中学生以下」とは、学齢に達しない者（4歳未満の者を除く。）又は学校教育法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。

3 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合の使用料は、この表に定める額にその5割相当額を加算した額とする。

4 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

5 この表において「中学生以下」とは、学齢に達しない者（4歳未満の者を除く。）又は学校教育法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。

6 照度強及び照度弱とは、照明の明るさの度合いをいう。

亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例（平成20年亀岡市条例第15号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 自由通路等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名 称 のどかめロード</p> <p>位 置 <u>亀岡市追分町谷筋1番地6先から同8番地4先まで</u></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 自由通路等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名 称 のどかめロード</p> <p>位 置 <u>亀岡市追分町谷筋1番6先から亀岡市亀岡駅北一丁目100番3先まで</u></p>

亀岡市自転車等駐車場条例（平成17年亀岡市条例第45号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)																												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="197 365 1023 699"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J R馬堀駅前自転車等駐車場</td> <td>亀岡市篠町馬堀駅前1丁目1番9号</td> </tr> <tr> <td>J R亀岡駅前自転車等駐車場</td> <td>亀岡市追分町谷筋21番地の4</td> </tr> <tr> <td>J R亀岡駅北口自転車等駐車場</td> <td>亀岡市追分町谷筋4番、4番3、7番、7番3、7番4、11番、11番2、12番2、13番2及び13番3</td> </tr> <tr> <td>J R並河駅前自転車等駐車場</td> <td>亀岡市大井町並河2丁目207番地の1</td> </tr> <tr> <td>J R千代川駅前自転車等駐車場</td> <td>亀岡市千代川町今津1丁目8番12号</td> </tr> <tr> <td>メディアス亀岡自転車駐車場</td> <td>亀岡市大井町土田2丁目58番地の1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	J R馬堀駅前自転車等駐車場	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目1番9号	J R亀岡駅前自転車等駐車場	亀岡市追分町谷筋21番地の4	J R亀岡駅北口自転車等駐車場	亀岡市追分町谷筋4番、4番3、7番、7番3、7番4、11番、11番2、12番2、13番2及び13番3	J R並河駅前自転車等駐車場	亀岡市大井町並河2丁目207番地の1	J R千代川駅前自転車等駐車場	亀岡市千代川町今津1丁目8番12号	メディアス亀岡自転車駐車場	亀岡市大井町土田2丁目58番地の1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1171 365 2000 699"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J R馬堀駅前自転車等駐車場</td> <td>亀岡市篠町馬堀駅前1丁目1番9号</td> </tr> <tr> <td>J R亀岡駅前自転車等駐車場</td> <td>亀岡市追分町谷筋21番地の4</td> </tr> <tr> <td>J R亀岡駅北口自転車等駐車場</td> <td>亀岡市亀岡駅北一丁目100番26及び100番28</td> </tr> <tr> <td>J R並河駅前自転車等駐車場</td> <td>亀岡市大井町並河2丁目207番地の1</td> </tr> <tr> <td>J R千代川駅前自転車等駐車場</td> <td>亀岡市千代川町今津1丁目8番12号</td> </tr> <tr> <td>メディアス亀岡自転車駐車場</td> <td>亀岡市大井町土田2丁目58番地の1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	J R馬堀駅前自転車等駐車場	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目1番9号	J R亀岡駅前自転車等駐車場	亀岡市追分町谷筋21番地の4	J R亀岡駅北口自転車等駐車場	亀岡市亀岡駅北一丁目100番26及び100番28	J R並河駅前自転車等駐車場	亀岡市大井町並河2丁目207番地の1	J R千代川駅前自転車等駐車場	亀岡市千代川町今津1丁目8番12号	メディアス亀岡自転車駐車場	亀岡市大井町土田2丁目58番地の1
名称	位置																												
J R馬堀駅前自転車等駐車場	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目1番9号																												
J R亀岡駅前自転車等駐車場	亀岡市追分町谷筋21番地の4																												
J R亀岡駅北口自転車等駐車場	亀岡市追分町谷筋4番、4番3、7番、7番3、7番4、11番、11番2、12番2、13番2及び13番3																												
J R並河駅前自転車等駐車場	亀岡市大井町並河2丁目207番地の1																												
J R千代川駅前自転車等駐車場	亀岡市千代川町今津1丁目8番12号																												
メディアス亀岡自転車駐車場	亀岡市大井町土田2丁目58番地の1																												
名称	位置																												
J R馬堀駅前自転車等駐車場	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目1番9号																												
J R亀岡駅前自転車等駐車場	亀岡市追分町谷筋21番地の4																												
J R亀岡駅北口自転車等駐車場	亀岡市亀岡駅北一丁目100番26及び100番28																												
J R並河駅前自転車等駐車場	亀岡市大井町並河2丁目207番地の1																												
J R千代川駅前自転車等駐車場	亀岡市千代川町今津1丁目8番12号																												
メディアス亀岡自転車駐車場	亀岡市大井町土田2丁目58番地の1																												

亀岡市駅前送迎用スペース管理条例（平成28年亀岡市条例第45号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)																				
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 送迎用スペースの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="197 365 1034 574"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J R 馬堀駅前送迎用スペース</td> <td>亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内</td> </tr> <tr> <td>J R 亀岡駅前送迎用スペース</td> <td>亀岡市追分町谷筋地内</td> </tr> <tr> <td>J R 亀岡駅北口送迎用スペース</td> <td>亀岡市追分町谷筋、一本木地内</td> </tr> <tr> <td>J R 千代川駅前送迎用スペース</td> <td>亀岡市千代川町今津1丁目地内</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	J R 馬堀駅前送迎用スペース	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内	J R 亀岡駅前送迎用スペース	亀岡市追分町谷筋地内	J R 亀岡駅北口送迎用スペース	亀岡市追分町谷筋、一本木地内	J R 千代川駅前送迎用スペース	亀岡市千代川町今津1丁目地内	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 送迎用スペースの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 365 2011 574"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J R 馬堀駅前送迎用スペース</td> <td>亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内</td> </tr> <tr> <td>J R 亀岡駅前送迎用スペース</td> <td>亀岡市追分町谷筋地内</td> </tr> <tr> <td>J R 亀岡駅北口送迎用スペース</td> <td>亀岡市亀岡駅北一丁目100番3</td> </tr> <tr> <td>J R 千代川駅前送迎用スペース</td> <td>亀岡市千代川町今津1丁目地内</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	J R 馬堀駅前送迎用スペース	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内	J R 亀岡駅前送迎用スペース	亀岡市追分町谷筋地内	J R 亀岡駅北口送迎用スペース	亀岡市亀岡駅北一丁目100番3	J R 千代川駅前送迎用スペース	亀岡市千代川町今津1丁目地内
名称	位置																				
J R 馬堀駅前送迎用スペース	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内																				
J R 亀岡駅前送迎用スペース	亀岡市追分町谷筋地内																				
J R 亀岡駅北口送迎用スペース	亀岡市追分町谷筋、一本木地内																				
J R 千代川駅前送迎用スペース	亀岡市千代川町今津1丁目地内																				
名称	位置																				
J R 馬堀駅前送迎用スペース	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内																				
J R 亀岡駅前送迎用スペース	亀岡市追分町谷筋地内																				
J R 亀岡駅北口送迎用スペース	亀岡市亀岡駅北一丁目100番3																				
J R 千代川駅前送迎用スペース	亀岡市千代川町今津1丁目地内																				

亀岡市営特定目的住宅条例（昭和43年亀岡市条例第11号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)																								
<p>(入居手続)</p> <p>第6条 前条の規定により、入居の決定を受けた者は、市長が定める期限内に、<u>保証人2人が連署した請書</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>別表（第2条、第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="170 453 1093 577"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>構造</th> <th>戸数</th> <th>家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亀岡市蕪田野町天川</td> <td>木造平家建て</td> <td>6戸</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	位置	構造	戸数	家賃	亀岡市蕪田野町天川	木造平家建て	6戸	1,000円	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(入居手続)</p> <p>第6条 前条の規定により、入居の決定を受けた者は、市長が定める期限内に、<u>緊急時の連絡先等を記載した請書</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>別表（第2条、第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1146 453 2069 577"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>構造</th> <th>戸数</th> <th>家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亀岡市蕪田野町天川</td> <td>木造平家建て</td> <td>5戸</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>この条例の施行の際現に改正前の第6条の規定により提出された請書は、改正後の第6条の規定により提出されたものとみなす。</u></p>	位置	構造	戸数	家賃	亀岡市蕪田野町天川	木造平家建て	5戸	1,000円	(略)	(略)	(略)	(略)
位置	構造	戸数	家賃																						
亀岡市蕪田野町天川	木造平家建て	6戸	1,000円																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
位置	構造	戸数	家賃																						
亀岡市蕪田野町天川	木造平家建て	5戸	1,000円																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						